

豊橋市農業委員会の委員の募集要項

令和8年7月19日をもって任期満了となるため農業委員を募集します。

職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消等の農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議のほか、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の農地の利用の最適化に関する事項についての活動等が主な職務となります。〔別紙参照〕

募集人員

24人

任期

3年間（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月30日（金）まで
(応募状況により募集期間を延長する場合は、豊橋市のホームページにより公表します。)

求める人材

【農業者】

- ・農業に関する知識及び経験を有している方
- ・市内の農業の実情に精通している方
- ・市内の農業者等の信頼を得ている方
- ・認定農業者等又は地域の中核的農業者である方
- ・公正中立かつ客観的な立場での判断、相談、調査、指導のほか適切に業務遂行ができる方
- ・担い手の育成に尽力できる方

【非農業者】

- ・農業以外の分野において豊富な知識及び経験を有し、これを業務に活かせる方
- ・公正中立かつ客観的な立場での判断、相談、調査、指導のほか適切に業務遂行ができる方

注意事項

次の欠格事項等に該当する方は、任命されません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
4. 法令等の規定により兼業が禁止されている者

推薦及び応募に係る手続等

【提出書類】

- (1) 以下のいずれかの書類に記入したもの 1部
- 地域の農業者等から推薦を得た場合：様式第1号 豊橋市農業委員会の委員候補者推薦書(一般推薦)
自治会等の団体から推薦を得た場合：様式第2号 豊橋市農業委員会の委員候補者推薦書(団体推薦)
自ら応募する場合 : 様式第3号 豊橋市農業委員会の委員候補者応募申込書(一般募集)
- (2) 推薦を受ける方又は応募者本人の本籍入りの住民票 1部 (欠格事項を照会するため)

【提出場所及び受付時間】

豊橋市役所農業企画課（西館3階、〒440-8501住所不要）

・持参の場合は、開庁日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

・郵送の場合は、締切日の午後5時15分必着

※なお、メール及びファックスによる提出はできません。

候補者の選考

選考委員会を設けて候補者を選定します。（選定後は、市議会の同意を得て市長が任命します。）

※必要に応じて面接を行う場合があります。

選考結果の通知

決定後速やかに推薦者、被推薦者、及び応募者あて郵送により通知します。（3月末までに発送予定）

身分及び報酬額

地方公務員法第3条に規定する特別職の非常勤職員で、豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

（会長：月額60,900円、会長代理：月額50,500円、運営委員：月額46,300円、委員：月額38,900円）

その他

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

法令等の規定により、「推薦書」及び「応募申込書」に記載された事項のうち、連絡先（電話番号）を除き全て公表します。

推薦及び応募の問い合わせ先

豊橋市役所 農業企画課（西館3階）

電話 0532-51-2470

FAX 0532-56-5130

メール nogyokikaku@city.toyohashi.lg.jp